第六条第五号中「計算証明規則」の下に「（昭和二十七年会計検査院規則第三号）」を加え、同条中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　検査済否報告表の調査及び整理に関すること

第七条の二中「上席情報処理調査官」を「上席情報システム調査官」に、「電子計算機による情報処理」を「情報システム」に改める。

第七条の三を次のように改める。

第七条の三　能力開発官は、次の事務をつかさどる。

一　会計検査院の所掌事務に関する研修に関すること

二　検査を受けるものの会計の監査に関する調査及び意見交換その他必要な連携に関すること

三　検査のための資料及び情報の収集、管理及び提供に関すること

四　会計検査院の活動に関する資料（年報を除く。）の整備に関すること

五　図書の管理に関すること

六　国立国会図書館支部会計検査院図書館の業務に関すること

別表を次のように改める。

別表（第八条、第九条関係）

局	課及び上席調査官	事務分掌事項
第一局	財務検査第一課	決算、債権及び物品の検査の総括 国会、内閣、内閣府（他の課の所掌に属するものを除く。）、財務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、日本銀行、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人国立公文書館及び独立行政法人北方領土問題対策協会その他国が資本金の二分の一以上を出資している法人（他の課の所掌に属するものを除く。）の検査に関する事務
	財務検査第二課	国の会計経理に関する検査として行う財政状況に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務 国有財産の検査の総括 人事院、内閣府の沖縄の振興及び開発に係る経理、公正取引委員会、内閣府の消費者庁、財務省理財局の所掌に属する国有財産、貨幣回収準備資金に係る経理、財務省の財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定に係る経理（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人造幣局、独立行政法人国民生活センター、公益財団法人国立印刷局、独立行政法人国立公文書館及び日本たばこ産業株式会社の検査に関する事務
司法検査課		裁判所、会計検査院、国家公安委員会、法務省、日本司法支援センター及び自動車安全運転センターの検査に関する事務
総務検査課		内閣府地方創生推進事務局、復興庁、総務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、財政融資資金の地方債及び地方公共団体に対する貸付けに係る経理並びに地方公共団体金融機構の検査に関する事務 検査を受けるものの東日本大震災からの復興に関する事業に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務
外務検査課		外務省、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人国際交流基金の検査に関する事務

局	課及び上席調査官	事務分掌事項
第二局	租税検査第一課	租税検査の総括 財務省大臣官房会計課の国税収納金整理資金に係る経理、財務省主税局及び関税局（他の課の所掌に属する分を除く。）、国税庁（他の課の所掌に属する分を除く。）、函館、東京、横浜各税関、独立行政法人酒類総合研究所並びに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の検査に関する事務
	租税検査第二課	名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本各国税局及び国税事務所並びに名古屋、大阪、神戸、門司、長崎各税関の検査に関する事務
	厚生労働検査第一課	内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の検査に関する事務
	厚生労働検査第二課	厚生労働省労働基準局、職業安定局、職業能力開発局及び雇用均等・児童家庭局（雇用均等等に係る経理）、中央労働委員会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構並びに外国人技能実習機構の検査に関する事務
	厚生労働検査第三課	厚生労働省老健局及び保険局並びに全国健康保険協会の医療給付に係る経理の検査に関する事務
	厚生労働検査第四課	厚生労働省年金局、年金積立金管理運用独立行政法人、全国健康保険協会（他の課の所掌に属する分を除く。）及び日本年金機構の検査に関する事務
	上席調査官（医療機関担当）	厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局及び医薬・生活衛生局、生活衛生・食品安全部を除く。）、国立ハンセン病療養所、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所、国立感染症研究所、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター並びに国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの検査に関する事務
	防衛検査第一課	防衛省（他の課の所掌に属する分を除き、財務省から委任された財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定に係る経理を含む。）及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の検査に関する事務
	防衛検査第二課	海上幕僚監部、海上自衛隊の部隊及び機関、地方防衛局の経理の調達に係る経理並びに防衛装備庁の海上自衛隊関係の経理の検査に関する事務
	防衛検査第三課	航空幕僚監部、航空自衛隊の部隊及び機関、地方防衛局の経理の調達に係る経理並びに防衛装備庁の航空自衛隊関係の経理の検査に関する事務